

答申 第 1 号
令和元年 12 月 24 日

兵庫県知事 井戸 敏三 様

兵庫県健康づくり審議会対がん戦略部会
がん登録推進専門委員会
委員長 吉村 雅裕

匿名化が行われた兵庫県がん情報の提供について（答申）

令和元年 12 月 24 日付け諮問第 106 号で諮問のあった標記のことについては、下記のとおり答申します。

記

諮問のあった匿名化が行われた兵庫県がん情報を公益財団法人兵庫県健康財団に提供することについては、適当と認めます。

なお、がん対策の企画立案やがん対策の評価に活用する観点から、「全国がん登録に係る兵庫県がん情報利用規約」12 の(3)の規定に基づき、本委員会は、同規約 12 の(3)の②の措置を求めないこととします。

ただし、同規約 12 の(3)の①の措置については、特段の配慮を求めることとします。

また、「全国がん登録に係る兵庫県がん情報提供事務処理要綱」第 8 の 4 の規定に基づき、次の種類を添付します。

<添付書類>

「兵庫県がん情報に係る審査内容（審査実施日：令和元年 12 月 24 日）」 1 部

兵庫県がん情報提供に係る審査内容

審査実施日 令和元年 12 月 24 日

兵庫県健康づくり審議会対がん戦略部会
がん登録推進専門委員会

- 1 提供依頼申出者 公益財団法人兵庫県健康財団
 2 希望する情報 兵庫県がん情報 ・ 匿名化が行われた兵庫県がん情報
 3 審査内容

審査事項	審査の方向性	チェック	備考
1 情報の利用目的及び必要性	法の趣旨及び目的に沿ったものであるか。(がん医療の質の向上、国民に対するがんに係る情報の提供の充実又は科学的知見に基づくがん対策の実施に資する研究か等)	✓	
2 情報提供に関する同意	法第 21 条第 8 項の規定に基づく申出の場合、同意について必要な措置がとられているか。	—	
3 情報を利用する者の範囲	全ての利用者の役割が明確かつ妥当で、不要な者が含まれていないか。	✓	
	法第 21 条第 8 項の規定に基づく申出の場合、提供依頼申出者のがんに係る調査研究の実績が十分か。	—	
	調査研究の一部を委託する場合、その内容及び必要性が合理的か。	—	
4 利用する情報の範囲	利用する情報の範囲が、調査研究の目的とする成果を得るために妥当で、不要な情報が含まれていないか。	✓	
5 利用する登録情報及び調査研究方法	提供可能な情報であるか。	✓	
	利用する情報及び調査研究方法が、目的、調査研究の内容から判断して妥当かつ必要な限度であるか。	✓	
	情報の利用に合理性があり、他の情報では調査研究目的が達成できないものであるか。	✓	
	調査研究の目的が、特定の個人、特定の病院等、特定の市町の識別を目的とするものではないこと。	✓	
6 利用期間	調査研究内容から見て、整合的かつ必要な限度か。	✓	
7 利用場所、利用する環境、保管場所及び管理方法	利用者の安全管理措置に示された措置が全て講じられているか。	✓	
8 調査研究成果の公表方法及び公表時期	調査研究方法と調査研究成果の公表方法及び公表時期が整合的であるか。	✓	
	提供を受ける情報をそのまま公表する内容ではないこと。	—	
9 情報の利用後の処置	利用者の安全管理措置に示された措置が全て講じられているか。	✓	
10 その他			